

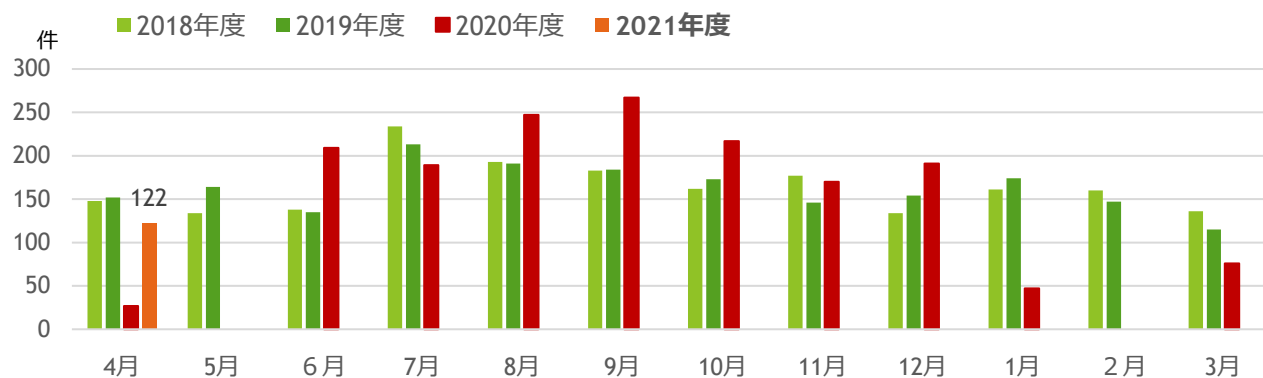
家電製品PLセンター インフォメーション

《2021年4月》

1. 相談等受付概況

*相談等受付件数：2021年4月 122件（4月1日から4月23日まで）

当センターは、緊急事態宣言を踏まえ4月26日から、相談受付業務を休止し、4月度の相談等受付件数は、122件となりました。製品別ではパソコンが最も多く13件でした。また、昨年の緊急事態宣言中の休業の影響で前年比が高くなっています。



*相談等受付区分別件数：2021年4月

(件)

相談内容 相談者	相談内容						合計	前年比	構成比
	拡大 損害事故	非拡大 損害事 故	損害事故 相談	一般 相談	相談 案件計	斡旋・裁定 案件			
一般消費者	15	2	17	62	79	0	79	395%	65%
事業者	0	0	0	2	2	0	2	200%	2%
行政	3	1	4	37	41	0	41	683%	33%
その他	0	0	0	0	0	0	0		
合計	18	3	21	101	122	0	122	452%	100%
前年比	180%	-	210%	388%	452%	-	452%		
構成比	15%	-	17%	83%	100%	-	100%		

2. 主な拡大損害事故相談事例

- * [電気洗濯機] 2階に設置していたドラム式洗濯乾燥機を地元の修理業者に2回修理をもらった後、運転中に扉が開いて水漏れし、壁などに被害が及んだ。修理業者は、水漏れと修理は関係ないと言う。メーカーに損害賠償請求したい。【消費者】
- * [電気洗濯機] 購入したばかりのドラム式洗濯乾燥機の扉内上部の樹脂にバリがあり、手を切った。販売店に製品交換をしてもらうことになったが、もっとひどいバリがあり、交換しなかった。メーカーから再度製品交換の提案があったが、どうすればいいか。【消費者】
- * [電気炊飯器] 一人用炊飯器のアルミ製中ぶたを洗っていたところ、研磨が不十分の丸い穴に親指が入り、傷を負った。欠陥だと思うので治療費、慰謝料をメーカーに請求したい。【消費者】
- * [ヘアドライヤー] ドライヤーを使用中に電源コードの本体根元部分から発火し、着ていたパジャマが焼け、火傷を負った。メーカーは、パジャマ代と治療費は支払うが、慰謝料は払わないと言う。慰謝料は請求できないか。【消費者】

- * [ヘアドライヤー] 海外製の充電式ヘアアイロンを満充電状態でカバンに入れていたところ、爆発しカバンと中に入れていた洋服が焼損した。どうすれば良いか。【消費者】
- * [ヘアドライヤー] ドライヤーを使用中、電源プラグの根元付近から発火し、着ていた衣類が焼け、火傷も負った。治療費に加え、慰謝料をメーカーに請求しても良いか。【消費者】
- * [電気ファンヒーター] ネットで購入した電気ファンヒーターを運転中、製品の底部分の樹脂が溶け出し、発火した。製品と床敷か所が損傷した。メーカーは、製品の調査もせずに使用方法が原因と主張する。納得できない。【消費者】
- * [電気あんか] 古い電気あんかが夜中に燃え、毛布などが燃えた。メーカー名は不明である。どうすれば良いか。【行政】
- * [加湿器] 製品の不具合が原因で床が水浸しとなった。製品代金の返金と床の部分修復はするが、全面補修はしないといわれ、納得できない。【消費者】
- * [除湿器] 除湿乾燥機から火が出て、家族が火傷を負い、家屋にも被害が生じた。消防、nite が原因調査したが原因不明と言われた。火災保険で賄えない部分についてメーカーに補償を求めたい。【消費者】
- * [タブレット端末] 机の上に置いていたタブレット端末を手で持ったところ、本体裏側の樹脂の一部が割れていて、破片が手のひらに刺さった。メーカーは、外力による破損が原因と言うが、納得できない。【消費者】

3. 斡旋または裁定案件

- * 今月の斡旋または裁定案件の受付はありません。

<用語の説明>

- 損害事故相談：家電製品が原因と思われる損害事故に係る相談。
 - ・拡大損害事故相談：家電製品が原因と思われ、生命や身体、財産等への被害が生じた事故に係る相談。
 - ・非拡大損害事故相談：家電製品が原因と思われる事故であって、拡大損害が生じなかった事故に係る相談。
- 一般相談：家電製品に関する損害事故以外の問合せや苦情等。
- 斡旋・裁定案件：家電製品が原因と思われる損害事故により、当センターが斡旋または裁定のを行った案件。
- 事業者：家電製品の製造、販売、輸入、据付工事または修理等を行う者及び企業等。
- 行政：消費生活センター、官公庁、自治体等の行政機関。